

平成29年度 社会福祉法人の経営状況について

福祉医療機構のデータに基づき、平成29年度の社会福祉法人の経営状況について分析を行った。収支状況については、従事者1人当たりの人件費の増加などによる人件費率の上昇を受け、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は前年度から0.6ポイント低下の3.4%、赤字法人の割合は前年度から1.6ポイント拡大し24.8%であった。

サービス活動収益の規模別に経営状況を比較すると、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率に大差はなかったものの、収益規模が大きい法人は従事者1人当たりサービス活動収益が高く、それを反映してか従事者1人当たり人件費も高い状況にあった。

主たる事業別の経営状況では、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は、保育事業主体の法人が5.7%ともっとも高かった。サービス活動収益対サービス活動増減差額比率が比較的低かった介護保険事業主体および老人福祉事業主体の法人は、赤字法人割合も高く30%を超えていた。

人材の確保状況については、全体の離職率が14.1%となっており、なかでも介護保険事業主体の法人は15.7%とやや高い水準にあった。また、大都市圏においては、従事者1人当たり人件費は高く、離職率も高い傾向がみられた。

平成29年に施行された改正社会福祉法により責務となった「地域における公益的な取組み」の内容については、地域に対する相談支援など身近な課題に対応するものが多かった。また、社会福祉充実残額が生じた法人は全体の8.0%、会計監査人の設置対象法人における会計監査人の報酬額の平均は441万円であった。

はじめに

福祉医療機構では、毎年度、貸付先の経営状況について調査を行っている。このほど、貸付先の財務諸表等のデータを用いて、平成29年度の社会福祉法人の経営状況について6,930法人を対象に分析を行った。

本レポートでは、経営状況を前年度と比較した後、赤字法人の特徴、サービス活動収益別の経営状況、主たる事業別の経営状況、人材の確保状況などを分析することで、平成29年度の社会福祉法人の経営状況を概観するとともに、平成29年4月1日に施行された「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）（以下「改正社会福祉法」という。）」により

社会福祉法人の責務とされた地域における公益的な取組みの内容や社会福祉充実残額、会計監査人の設置の状況などにつき確認を行った。

1 サンプルの属性

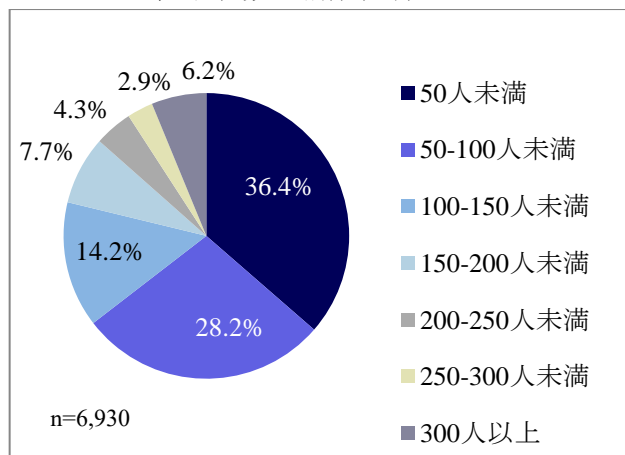
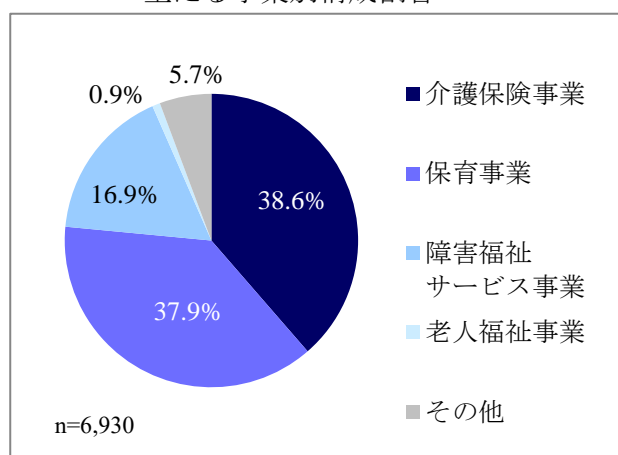
1.1 従事者数

従事者数50人未満の法人が36.4%、50人以上100人未満が28.2%となっており、100人未満の法人が約65%を占めた（図表1）。

1.2 実施事業

サービス活動収益を基準に法人の主たる事業を判定¹すると、介護保険事業を主とする法人が全体の38.6%、次いで保育事業が37.9%、障害福祉サービス事業が16.9%であった（図表2）。

1 全体のサービス活動収益のうち50%を超える収益種別を主たる事業として区分している。

(図表 1) 平成 29 年度 社会福祉法人の
従事者数別構成割合(図表 2) 平成 29 年度 社会福祉法人の
主たる事業別構成割合

資料出所：福祉医療機構（以下記載がない場合は同じ）

注）数値は四捨五入のため、内訳の合計が合わない場合がある（以下記載がない場合は同じ）

2 平成 29 年度の経営状況

【サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は前年度から低下の 3.4%】

平成 29 年度の収支について確認すると、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率（以下「サービス活動増減差額比率」という。）は、3.4%と前年度よりも 0.6 ポイント低下した（図表 3）。

その主因は、福祉業界における人材不足を背景とした従事者 1 人当たり人件費の増加（対前年度 101 千円増）などにより人件費率が上昇したことによるものと考えられる。

財務状況については、流動比率が 301.0%と前年度よりも 23.5 ポイント低下しているが、その他の経営指標に大きな違いはみられなかった。

(図表 3) 平成 28 年度・平成 29 年度 社会福祉法人の経営状況（平均）

| 収支区分 | 平成 28 年度 n=6,902 | 平成 29 年度 n=6,930 | 差 | |
|-----------------------|---------------------|---------------------|-------|--------|
| 従事者数 | 人 | 100.8 | 106.9 | 6.1 |
| 人件費率 | % | 66.0 | 66.8 | 0.8 |
| 経費率 | % | 24.0 | 23.9 | △ 0.0 |
| 減価償却費率 | % | 4.7 | 4.6 | △ 0.1 |
| 経常収益対支払利息率 | % | 0.6 | 0.5 | △ 0.1 |
| サービス活動収益対サービス活動増減差額比率 | % | 3.9 | 3.4 | △ 0.6 |
| 経常収益対経常増減差額比率 | % | 4.0 | 3.5 | △ 0.5 |
| 従事者 1 人当たりサービス活動収益 | 千円 | 5,708 | 5,791 | 83.1 |
| 労働生産性 | 千円 | 4,072 | 4,139 | 67 |
| 従事者 1 人当たり人件費 | 千円 | 3,769 | 3,870 | 101 |
| 労働分配率 | % | 92.5 | 93.5 | 0.9 |
| 純資産比率 | % | 73.7 | 73.1 | △ 0.6 |
| 固定長期適合率 | % | 85.8 | 85.8 | 0.0 |
| 流動比率 | % | 324.5 | 301.0 | △ 23.5 |
| 借入金比率 | % | 50.1 | 47.4 | △ 2.7 |
| 総資産回転率 | 回 | 0.41 | 0.43 | 0.02 |
| 総資産経常増減差額比率 | % | 1.7 | 1.5 | △ 0.2 |

注）減価償却費率は、「(減価償却費率+国庫補助金等特別積立金取崩額)/サービス活動収益」で算出（以下記載がない場合は同じ）

3 黒字・赤字別の経営状況

【赤字法人の割合は拡大傾向。赤字の要因はサービス活動収益の低さ】

黒字法人と赤字法人²の経営状況を比較すると、赤字法人の人件費率の方が4.4ポイント高くなっている（図表4）。

これは、従事者1人当たり人件費の差という

よりも、従事者1人当たりサービス活動収益が低いことに起因している。

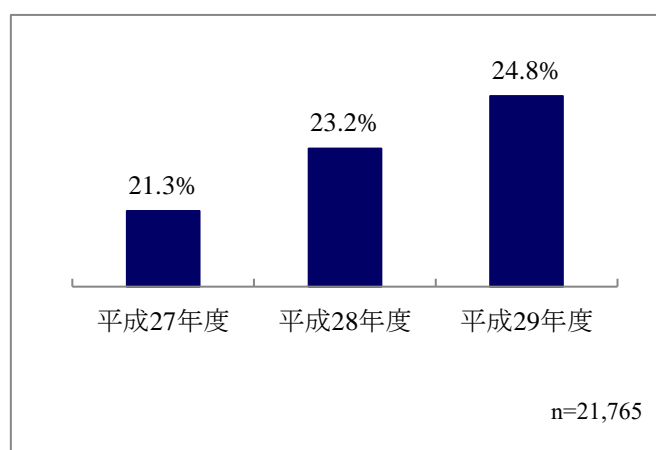
人材不足の状況のなか、人件費をコントロールすることは困難であるため、赤字改善のためには、まず、サービス活動収益を増加させることに力点を置く必要があるだろう。

（図表4）平成29年度 社会福祉法人の経営状況 黒字法人・赤字法人別（平均）

| 収支区分 | | 黒字法人 n=5,214 | 赤字法人 n=1,716 | 差 |
|-----------------------|----|-----------------|-----------------|-------|
| 従事者数 | 人 | 108.1 | 103.1 | △ 5.1 |
| 人件費率 | % | 65.8 | 70.2 | 4.4 |
| 経費率 | % | 23.2 | 26.6 | 3.4 |
| 減価償却費率 | % | 4.4 | 5.3 | 1.0 |
| 経常収益対支払利息率 | % | 0.5 | 0.6 | 0.2 |
| サービス活動収益対サービス活動増減差額比率 | % | 5.4 | △ 3.6 | △ 9.0 |
| 従事者1人当たりサービス活動収益 | 千円 | 5,856 | 5,585 | △ 271 |
| 労働生産性 | 千円 | 4,245 | 3,803 | △ 442 |
| 従事者1人当たり人件費 | 千円 | 3,853 | 3,923 | 70 |
| 労働分配率 | % | 90.8 | 103.2 | 12.4 |

なお、近年の人件費の増加に伴いサービス活動増減差額比率が低下している傾向を受け、平成29年度の社会福祉法人の赤字割合は、前年度から拡大し24.8%であった（図表5）。社会福祉法人を取り巻く経営環境は年々厳しさを増していることがわかる。

（図表5）平成27年度～平成29年度
社会福祉法人の赤字割合



平成30年度の介護報酬改定率は0.54%のプラス改定ではあったものの、やはり、昨今の人材不足による人件費の上昇圧力を踏まえると、改善することは見込みがたいのではないだろうか。今後の収支の推移を注視していく必要があるだろう。

福祉医療機構が実施した介護人材に関する調査³においても、特別養護老人ホームで従事者が集まらず、本体やユニットの一部または併設施設で受入れを制限しているとの回答が全体の約12%を占めていた。これは、介護人材不足が収支を圧迫するという負のスパイラルに陥っている施設が一定割合存在することを示している。

当然ではあるが、収益の確保と職員の確保をうまく両立させることが重要視すべき課題であるといえよう。

² 経常増減差額が0円未満を赤字とした。

³ 福祉医療機構「平成29年度『介護人材』に関するアンケート調査の結果について」
(http://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/180727_no.3.pdf)



4 収益規模別の経営状況

【収益規模が大きい法人ほど、従事者 1 人当たりサービス活動収益、従事者 1 人当たり人件費も高い】

サービス活動収益の規模別に経営状況を比較すると、サービス活動収益 1 億円以上の法人のサービス活動増減差額比率は 2% 台後半から 3% 台の範囲にあった (図表 6)。

一方で、サービス活動収益が 1 億円未満の法人においては、サービス活動増減差額比率は 1.5% と低く、赤字割合も 36.1% と突出して高

くなっていた。やはり、経営を安定させるためにはある程度の収益規模であることが望ましいだろう。

また、従事者 1 人当たりのサービス活動収益および従事者 1 人当たり人件費は、収益規模が大きくなるほど増加していた。

収益規模が大きい法人は、従事者も多く、算定可能な加算の取得などにより高い収益を確保したうえで、従事者の処遇改善を行っている状況がうかがえる。

(図表 6) 平成 29 年度 社会福祉法人の経営状況 サービス活動収益規模別 (平均)

| 収支区分 | | 1 億 未満 n=335 | 1 億以上 5 億未満 n=3,752 | 5 億以上 10 億未満 n=1,668 | 10 億以上 15 億未満 n=586 | 15 億以上 20 億未満 n=262 | 20 億以上 30 億未満 n=206 | 30 億 以上 n=121 |
|---------------------------|----|--------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------|
| 従事者数 | 人 | 18.0 | 48.4 | 123.0 | 207.8 | 292.3 | 381.3 | 586.3 |
| 人件費率 | % | 69.2 | 68.6 | 66.5 | 66.3 | 65.9 | 65.7 | 66.7 |
| 経費率 | % | 22.0 | 22.0 | 24.2 | 24.6 | 24.1 | 25.0 | 25.1 |
| 減価償却費率 | % | 4.3 | 4.2 | 4.7 | 4.9 | 4.7 | 4.7 | 4.3 |
| サービス活動収益対 サービス活動増減差額比率 | % | 1.5 | 3.9 | 3.4 | 3.1 | 3.5 | 3.1 | 2.6 |
| 経常収益対経常増減差額比率 | % | 1.9 | 4.1 | 3.4 | 3.2 | 3.6 | 3.2 | 2.8 |
| 従事者 1 人当たりサービス 活動収益 | 千円 | 4,414 | 5,330 | 5,748 | 5,822 | 5,861 | 6,227 | 6,600 |
| 従事者 1 人当たり人件費 | 千円 | 3,056 | 3,655 | 3,820 | 3,862 | 3,865 | 4,091 | 4,405 |
| 労働分配率 | % | 94.0 | 92.9 | 93.5 | 94.0 | 92.7 | 93.5 | 94.5 |
| 赤字割合 | % | 36.1 | 24.4 | 25.7 | 22.9 | 18.3 | 20.9 | 22.3 |

5 主たる事業別の経営状況

【サービス活動増減差額比率は保育事業主体法人が 5.7% ともっとも高く、赤字法人割合は介護保険事業主体法人が 32.9% ともっとも高い】

主たる事業別に法人の決算状況を比較すると、行政が待機児童問題に対応している現状を反映してか、サービス活動増減差額比率は保育事業主体法人が 5.7% ともっとも高く、次いで障害福祉サービス事業主体法人 4.0%、介護保険事業主体法人 2.5%、老人福祉事業主体法人 1.8% と続いていた (図表 7)。

サービス活動増減差額比率でみると、保育事業主体法人は他事業主体法人と比較し、経営が比較的安定していることは間違いないが、サービス活動収益額は、保育事業主体法人が約 292 百万円と介護保険事業主体法人の 3 分の 1 程度となっており、実額としてのサービス活動増減差額ではそこまで大きな差とはなっていないことには留意する必要があるだろう。

なお、介護保険事業主体法人および老人福祉事業主体法人は、赤字割合も高く 30% を超えており厳しい経営環境にあることがわかる。



(図表 7) 平成 29 年度 社会福祉法人 主たる事業別の経営状況 (平均)

| 収支区分 | | 介護保険事業 n=2,672 | 老人福祉事業 n=60 | 保育事業 n=2,626 | 障害福祉 サービス事業 n=1,172 |
|--------------------|----|-------------------|----------------|-----------------|---------------------------|
| 従事者数 | 人 | 151.4 | 24.4 | 56.1 | 102.1 |
| サービス活動収益 | 千円 | 882,176 | 155,689 | 291,978 | 604,778 |
| うち介護保険事業収益 | 千円 | 763,552 | 40,255 | 7,898 | 38,565 |
| うち老人保健事業収益 | 千円 | 37,157 | 111,559 | 892 | 3,761 |
| うち保育事業収益 | 千円 | 31,258 | 2,345 | 273,917 | 14,212 |
| うち障害福祉サービス等事業収益 | 千円 | 27,874 | 84 | 2,391 | 482,257 |
| 人件費率 | % | 65.8 | 54.4 | 71.9 | 64.4 |
| 経費率 | % | 25.9 | 36.5 | 19.2 | 21.8 |
| 減価償却費率 | % | 5.5 | 7.1 | 3.0 | 3.8 |
| サービス活動収益対 | | | | | |
| サービス活動増減差額比率 | % | 2.5 | 1.8 | 5.7 | 4.0 |
| 経常収益対経常増減差額比率 | % | 2.3 | 2.1 | 6.1 | 4.6 |
| 従事者 1 人当たりサービス活動収益 | 千円 | 5,827 | 6,390 | 5,202 | 5,925 |
| 従事者 1 人当たり人件費 | 千円 | 3,834 | 3,477 | 3,739 | 3,818 |
| 赤字割合 | % | 32.9 | 31.7 | 18.8 | 21.9 |

6 人材の確保状況

【全体の離職率は 14.1%。介護保険事業主体法人は 15.7%と高め。大都市圏においては、従事者 1 人当たり人件費は高く、離職率も高い傾向】

職員全体のうち当該年度に採用した職員の割合である採用率⁴は 16.7%であった (図表 8)。

採用率のうち新卒採用率は 2.6%、中途採用率は 14.0%となっており、採用者の大部分は中途採用職員で占められていた。

(図表 8) 平成 29 年度 社会福祉法人 主たる事業別の採用率および離職率

| 収支区分 | 全体 n=6,930 | 介護 保険 事業 n=2,672 | 老人 福祉 事業 n=60 | 保育 事業 n=2,626 | 障害福祉 サービス 事業 n=1,172 |
|-------------------------|---------------|---------------------------|------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 採用率 % | 16.7 | 18.1 | 18.1 | 15.6 | 14.4 |
| うち新卒 % | 2.6 | 1.8 | 1.0 | 5.4 | 2.0 |
| うち中途 % | 14.0 | 16.3 | 17.1 | 10.2 | 12.4 |
| 離職率 % | 14.1 | 15.7 | 15.8 | 12.4 | 11.7 |
| うち就職 後 1 年未 満職員 % | 4.5 | 5.5 | 4.0 | 3.3 | 3.2 |
| うち就職 後 3 年 未満職員 % | 8.3 | 9.7 | 8.6 | 7.0 | 6.3 |

なお、保育事業主体法人においては、保育士・保育教諭などの国家資格を有している者が太宗を占めており、専門学校卒業後すぐに保育所等に就職するケースが多いことから、新卒採用率が 5.4%と他事業主体法人よりも高くなっていった。

また、職員全体のうち当該年度に離職した職員の割合である離職率⁵は 14.1%となっていた。厚生労働省の調査⁶によると、全職種での平成 29 年 1 年間の離職率⁷は 14.9%となっており、社会福祉法人の離職率とはほぼ同水準であった。

職員全体のうち当該年度に離職した就職後 1 年未満の職員数の割合は 4.5%、3 年未満の職員数の割合 (以下「3 年未満職員離職率」という) は 8.3%となっていた。離職した職員のうち半数以上が就職後 3 年未満の職員であり、早い段階で辞めている者が多いことがわかる。

主たる事業別に離職率を確認すると、老人福祉事業主体法人が 15.8%、介護保険事業主体法人が 15.7%と比較的高い水準となっていた。

4 採用率=当該年度に採用した常勤換算後職員数/当該年度の 10 月 1 日時点の常勤換算後職員数

5 離職率=当該年度に離職した常勤換算後職員数/当該年度の 10 月 1 日時点の常勤換算後職員数

6 厚生労働省 HP「雇用動向調査」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/9-23-1.html>)

7 厚生労働省調査における離職率=離職者数/1 月 1 日現在の常用労働者数

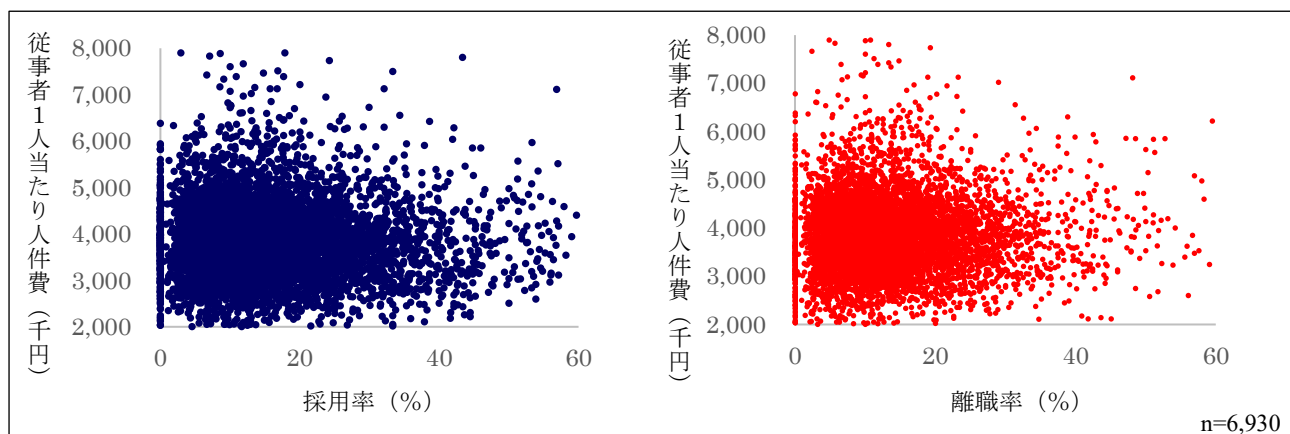
従事者1人当たり人件費と採用率、離職率の関係をプロットしたところ、あまり相関はみられなかった（図表9）。

データからは、従事者1人当たり人件費の高さが、採用や離職対策に必ずしも結びついてい

るとはいえず、賃金を上げたからといって単純に人手が確保できる状況ではないことがわかる。

やはり、人材確保のためには、賃金水準の向上もさることながら、働きやすさなど職場環境の向上も重要であろう。

（図表9）平成29年度 採用率および離職率と従事者1人当たり人件費の関係

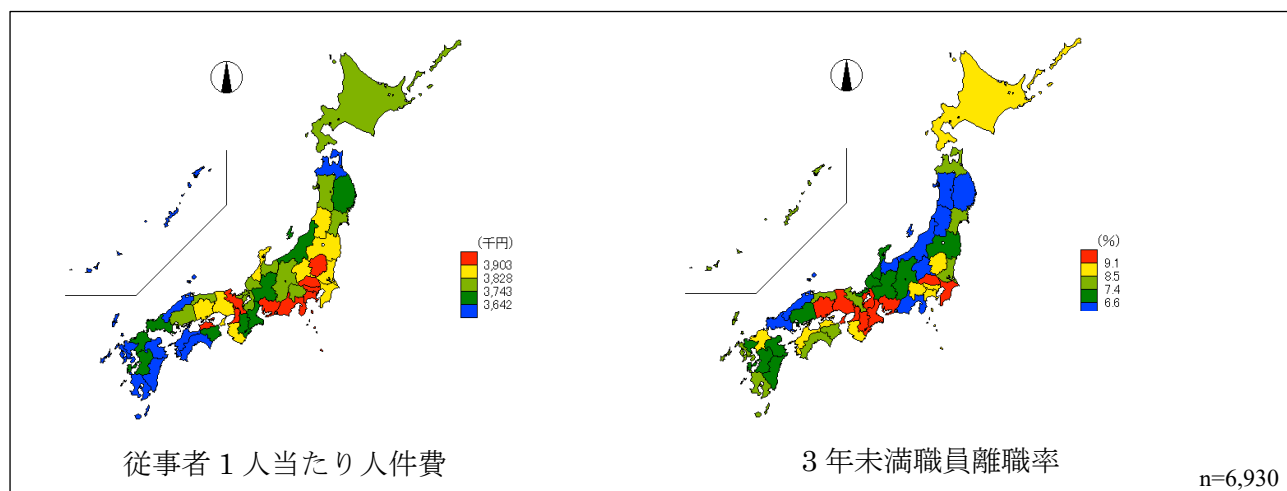


都道府県別に従事者1人当たり人件費を比較すると、東京都や大阪府などの大都市近郊で3,903千円以上と高い水準であった（図表10）。

また、都道府県別に3年未満職員離職率を比較すると、従事者1人当たり人件費における比較と同様に大都市近郊で比較的高い割合となっていた。

高い賃金水準を背景に地方から大都市近郊に人材が流出している状況もあるが、大都市近郊においては、施設間や他の業種との競合が激しいことから高い離職率につながり、うまく定着が進んでいない状況がうかがえる。

（図表10）平成29年度 従事者の状況 都道府県別（平均）



7 地域における公益的な取組みの内容

【地域に対する相談支援や社会福祉法人同士での連携による取組みが多い】

改正社会福祉法第24条第2項により社会福祉法人には、地域における公益的な取組みの責務が課せられた。

各法人による地域における公益的な取組み状況について確認するため、融資先の現況報告書の記載内容から、当該項目に頻出するテキストを繋がり強いグループごとにまとめて分析⁸を行った(図表11)。

分析の結果、「地域や子育てにかかる相談支援」や「社会福祉法人同士のネットワーク構築による支援」などによる取組みなどをはじめとし、

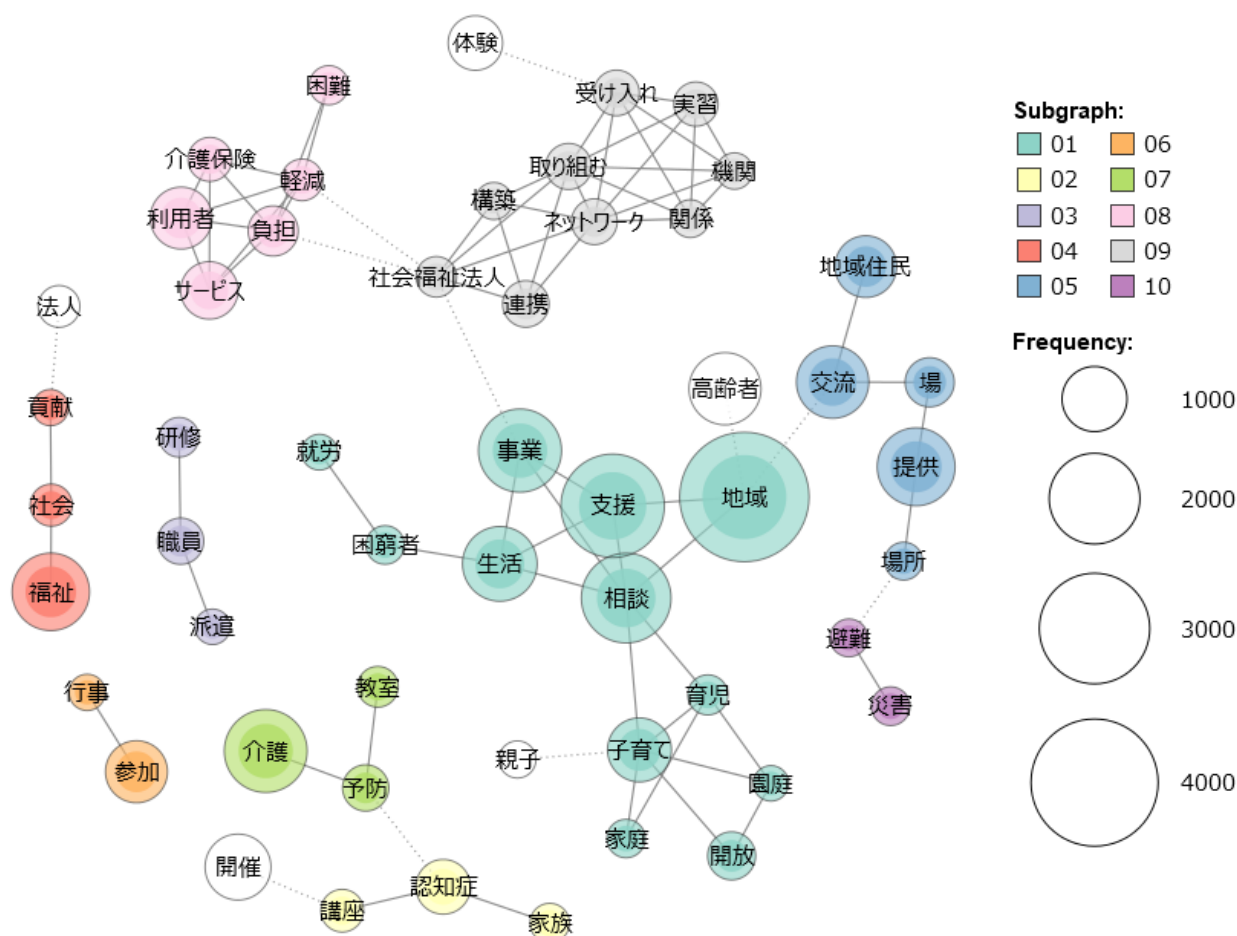
ほかにも、

- ・地域住民への交流の場所の提供
- ・地域における行事への参加
- ・災害時の避難支援
- ・施設の一部や園庭などの開放
- ・研修会の実施や職員の講師派遣
- ・介護予防教室の開催
- ・家族への認知症についての講座の開催
- ・利用者の負担軽減
- ・生活困窮者への支援

などに取り組んでいる状況がうかがえた。

多くの法人では、まずは地域における身近な課題から取組みを進めていることがわかる。

(図表 11) 平成 29 年度 社会福祉法人 地域における公益的な取組みの内容



KH Coder を利用して作成

8 KH Coder により分析 分析手法の詳細については URL を参照 (<http://kncoder.net/>)

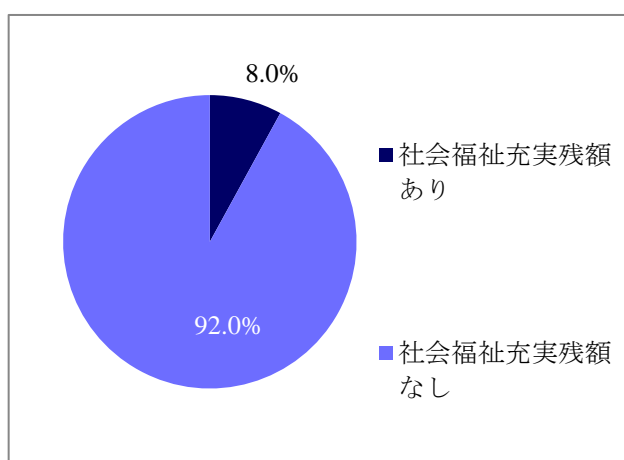
8 社会福祉充実残額の状況

【社会福祉充実残額が生じた法人は全体の8.0%。規模による傾向はみられなかった】

改正社会福祉法により、社会福祉法人は毎年度、社会福祉充実残額を計算し、残額が生じた場合には社会福祉充実計画を策定することとなった。

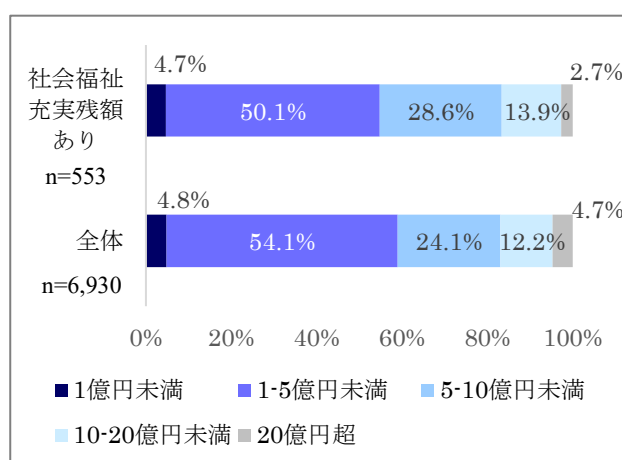
社会福祉充実残額が生じた法人は全体の

(図表 12) 平成 29 年度 社会福祉充実残額の有無



8.0%であった(図表 12)。また、社会福祉充実残額が生じた法人のサービス活動収益は、「1 億円以上 5 億円未満」が 50.1%と最も多く、次いで「5 億円以上 10 億円未満」が 28.6%となっていた(図表 13)。なお、収益規模により、社会福祉充実残額が発生しやすいなどの傾向はみられなかった。

(図表 13) 平成 29 年度 社会福祉充実残額が生じた法人のサービス活動収益



9 会計監査人の設置にかかる状況

【会計監査人の設置対象法人の会計監査人の報酬額平均は 441 万円】

改正社会福祉法により、平成 29・30 年度においては、サービス活動収益 30 億円以上または負債額 60 億円以上となる社会福祉法人に会計監査人の設置が義務づけられた。

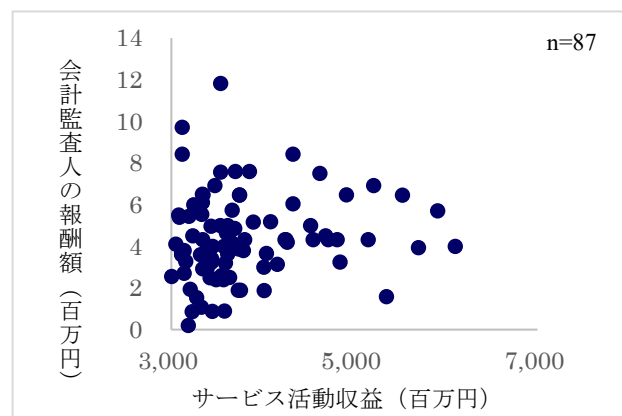
87 の設置対象法人における会計監査人の報酬額の平均は 441 万円、サービス活動収益の平均は 38.1 億円であった。

サービス活動収益の多寡と報酬額との関係を確認したところ、サービス活動収益規模が大きいからといって必ずしも高い報酬額とはなっておらず、相関はみられなかった(図表 14)。

会計監査契約の締結・更改にあたっては、今後、こうした傾向を含め他法人の状況等も踏まえながら検討することも必要であろう。

なお、平成 31 年 4 月から会計監査人の設置基準が引き下げられる予定であったが、平成 30 年 11 月に厚生労働省からの事務連絡⁹で延期されたことにも留意されたい。

(図表 14) 平成 29 年度 会計監査人の報酬額とサービス活動収益の関係



9 「社会福祉法人における会計監査人に係る調査と平成 31 年 4 月の引下げ延期について(周知)」平成 30 年 11 月 2 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 事務連絡



おわりに

平成 29 年度の社会福祉法人の決算状況は、従事者 1 人当たりの人件費の増加などによる人件費率の上昇などを受け、前年度よりも厳しい状況にあり、赤字法人の割合も前年度よりも拡大していた。

平成 30 年度の介護報酬改定率は 0.54% のプラス改定であったものの、福祉分野における人材不足の現状を踏まえると、人件費の上昇圧力は強く、大きく改善することは見込みがたいのではないだろうか。

収入を増加させるために介護報酬や保育運営費における各種加算などを取得しようとしても、従事者の加配が必要なものも多く、人材不足と収益減という負のスパイラルに陥っている法人もなかには見受けられる。

こうした状況を脱するためにも、職場環境を向上させながら、まずは人材確保に注力すべきであろう。

また、社会福祉法人制度改革への対応に関連して、すべての社会福祉法人において計算関係書類の開示が法定義務とされ、広く一般国民の目にするところとなった。こうしたなかで、「財務諸表等電子開示システム」における一部の法人の開示情報において貸借対照表の資産の部合計と負債及び純資産の部合計が一致しない等の不備がマスコミにおいて報道された。この点に関し、平成 30 年 10 月末時点で、機構の融資先で開示された貸借対照表を確認したところ、約

3% の法人でこうした不備がみられた。

そこでこの不備があったものに関し精査したところ、法人の貸借対照表原本では適正であったものが 9 割を超えていたことが分かった。したがって、システムでの開示情報の不備は入力・転記における誤りによって生じたものと考えられる。

多額の公費を用いて事業が実施される社会福祉法人において、公費の使途顛末に関する説明責任は重要なものであり、たとえごく一部の法人における誤謬であったとしても法人制度全体の信頼性にマイナスの印象を持たれる可能性もある。

今後、当該システムの利用にあたっては、単純な入力ミスなどによる誤りが起こらないように、システム側、入力側双方による精度向上のための取組みが期待される。

また、改正社会福祉法では、地域の福祉ニーズに対応するため、地域における公益的な取組みの実施や社会福祉充実計画に基づき計画的に社会福祉充実残額を活用すること、また、一定の水準以上であれば会計監査人を設置することなどが求められ、経営において様々な対応が求められることとなった。

社会福祉法人は、将来にわたる地域の福祉ニーズに応えるため、事業や財務の内容の透明性を高めながら、社会福祉事業の経営を安定させることがますます必要となるであろう。本レポートがその一助となれば幸いである。

※本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません

※本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません

※本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

《本件に関するお問合せ》

独立行政法人福祉医療機構

経営サポートセンター リサーチグループ

TEL : 03-3438-9932 FAX : 03-3438-0371